

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

平成28年に策定した現行の津島市環境基本計画の計画期間が令和7年度に満了することに伴い、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする次期津島市環境基本計画の策定に必要な業務を委託するため、受託候補者をプロポーザル方式により選定するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3次津島市環境基本計画策定業務

(2) 業務内容

津島市環境基本計画（生物多様性地域戦略、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を含む。）の策定に係る業務とし、その主な業務は、次に掲げるところによるものとします。なお、その詳細は、別記1仕様書に定めるものとします。

ア 基礎調査

イ 環境の保全に対する意識、意見等の把握（市民意識調査）

ウ 現行計画の評価

エ 課題の抽出・計画の方向性の検討

オ 計画の素案の作成

カ 計画の推進体制の検討及び立案

キ パブリックコメントの実施に関する支援

ク 計画書の作成

ケ 会議運営等の補助

コ その他策定に必要な業務

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 予算額

見積限度額 15,741,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（令和6年度：予算額 6,325 千円、令和7年度：債務負担行為限度額 9,416 千円）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

このプロポーザルに参加する者に必要な資格は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 津島市入札参加者名簿に登載されている者であって、愛知県の区域内に営業所（本店、支店又は事務所をいう。）を有するものであること。
- (3) 津島市指名停止取扱要領による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 19 日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日以降）において、地方自治体が発注する業務の元請として、このプロポーザルに係る案件と同種業務（環境基本計画又は地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に関する業務）の履行実績を有する者であること。
- (7) このプロポーザルに参加を希望する者の間に資本関係、人的関係その他のこのプロポーザルの適正さが阻害される関係がないこと。

6 日程（予定）

日程	工程
令和 6 年 7 月 10 日（水）	募集開始（書類配布開始）
7 月 18 日（木）	質問の提出期限
7 月 25 日（木）	質問の回答期限
7 月 26 日（金）	参加申込書の提出期限
7 月 31 日（水）	参加資格の確認結果通知
8 月 9 日（金）	企画提案書の提出期限
8 月 13 日（火）～21 日（水）	書類審査の実施
8 月 23 日（金）	プレゼンテーション審査の実施

日程	工程
9月2日（月）	審査結果の通知・公表
9月9日（月）	見積徴収後、契約の締結

7 質問の提出及び回答

実施要領に関して質問がある場合は、次のとおり質問することができます。

(1) 提出書類

質問書（様式第1）

(2) 提出期限

令和6年7月18日（木）午後4時（必着）

(3) 提出方法

電子メールで下記16の担当部局に送信すること。送信に当たっては、電子メールの件名は、「環境基本計画プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

なお、電子メールの送信事故は、提出者のリスク分担とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、全ての回答をまとめて、令和6年7月25日（木）までに津島市公式ホームページで公表するものとする。なお、回答内容によっては、実施要領の記載事項の追加又は修正として取り扱うことがある。

8 参加申込

参加資格を確認できる書類を添えて、プロポーザルに参加するための意思表示を行う必要があります。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2）

イ 事業者概要（様式第2別紙1）

ウ 過去5年間に於いて受託した同種業務の実績を記載した一覧表（様式第2別紙2）（同種業務の契約書の写し（契約約款を除く。）を添付すること。）

(2) 提出期限

令和6年7月26日（金）午後4時（必着）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送で下記16の担当部局に提出すること。なお、電子メールの送信事故、郵便事故等は、提出者のリスク分担とする。

- ・電子メールで提出する場合は、電子メールの件名は、「環境基本計画プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

- ・郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実況及び日時が記録される方法によ

ること。

(4) 提出部数

1部

9 参加資格の確認

参加申込をした者の参加資格を確認し、令和6年7月31日(水)に、参加申込をした全ての者にその結果を電子メールで通知します。なお、参加資格を有しないと判断された者は、通知のあった日から7日以内に、書面でその理由について説明を求めることができるものとします。

10 企画提案

企画提案書を作成し、提出します。企画提案できる件数は、プロポーザルの参加者1者につき、1件とします。

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|------------------|-----------|
| ア 企画提案書提出書(様式第3) | 正本1部 |
| イ 企画提案書 | 正本1部、副本8部 |
| ウ 見積書(積算内訳書を含む。) | 正本1部 |

(2) 企画提案書の作成方法

別記2 企画提案書作成要領による。

(3) 提出期限

令和6年8月9日(金) 午後4時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送で下記16の担当部局に提出すること。なお、郵便事故等は、提出者のリスク分担とする。

- ・持参により提出する場合は、開庁日の午前8時30分から午後4時までに窓口
に提出すること。
- ・郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実態及び日時が記録される方法に限
るものとし、提出期限必着とすること。

11 審査及び選考

職員により構成する津島市環境基本計画策定業務プロポーザル選考委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書(書類審査にあつては、見積提案額を含む。)について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、受託候補者及び次点候補者を選考します。

(1) 書類審査

別記3 評価基準に基づき、企画提案書及び見積書の書類について審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

別記3 評価基準に基づき、企画提案書の提案内容評価に関する事項のプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）により審査を行う。

ア 実施日（予定）

令和6年8月23日（金）

日時及び場所は、参加資格の確認結果と併せて、個別に通知する。

イ 実施方法

プレゼンテーション 25分以内（入室・準備に要する時間を含む。）

ヒアリング 15分以内

退出・委員採点 10分以内

ウ 留意事項

- ・入室者は、3人以内とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、プロポーザルに参加する者の名称を伏せて行うため、入室者の自己紹介を行わないこと。
- ・プレゼンテーション時の資料の追加は、原則として、認めない。
- ・審査対象者が多数となる場合は、プレゼンテーション審査の実施方法を変更する場合がある。

(3) 評価方法

ア 評価

別記3 評価基準に定める評価項目の審査の観点ごとに、5点から0点までの6段階で採点を行い、当該採点に評価の重要度に応じて設定する重点化係数を乗じて得た数を得点とする。なお、評価記号ごとの重点化係数は、「●：1.2、○：0.8、△：0.6、－：0.4」とする。

イ 選考

各評価項目の得点の合計点が最も高い者を受託候補者とし、合計点が2番目に高い者を次点候補者とする。ただし、各評価項目の得点の合計点が配点合計の6割に満たない者は、候補者としない。

(4) 審査結果の通知

令和6年9月2日（月）

(5) 審査結果の通知方法

審査を行った全ての参加者に電子メール及び郵送により通知するとともに、審査結果の概要を市公式ホームページに掲載する。

(6) 審査結果に対する問い合わせ

候補者として選考されなかった参加者は、通知のあった日から7日以内に書面

で申し出た場合は、その理由について説明を求めることができる。

12 受託候補者の決定

市は、受託候補者に選考された者と業務の実施に関する協議を行い、業務仕様書を作成するものとします。なお、受託候補者との協議が調わない場合は、その協議を中止し、次点候補者と協議を行うものとします。

13 契約の締結

協議が調った候補者から業務仕様書に基づく見積書を徴収し、その見積金額が見積限度額の範囲内で設定した予定価格の範囲内の額であった場合は、随意契約の方法により契約を締結するものとします。

14 情報公開

市に提出された企画提案書は、津島市情報公開条例（平成 12 年津島市条例第 1 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、同条例第 7 条に規定する不開示情報に該当する情報（個人に関する情報、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等）は、不開示とする場合があります。なお、開示することができる情報であって、選考に影響を及ぼすおそれのあるものは、受託候補者の決定後に開示するものとします。

15 その他

(1) 費用負担

プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。市の事情によりプロポーザルを中止した場合も、同様とします。

(2) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とし、審査を行いません。なお、候補者として選考されている場合は、その選考を取り消すものとします。

ア 参加資格を有しない者であることが判明した場合又は参加資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出された書類が実施要領等で示す提出期限、提出場所、提出方法、作成方法等の条件に適合しない場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為その他選定結果に影響を与える不誠実な行為があった場合

オ 見積提案書の見積額が見積限度額を超過している場合

カ その他不正の行為があったと市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

参加者の提出した書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、受託者となった者が作成した企画提案書について委託者が必要と認めるときは、当該受託者にあらかじめ通知して、その全部又は一部を無償で複製、転記又は転写により使用することができるものとします。

イ 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。

ウ 記載内容の変更等の禁止

市に提出された書類は、原則として、これを書き換え、差し替え、又は撤回することができません。ただし、市が求めた場合は、提出期間内に限り、提出書類の補正及び追加資料の提出をすることができるものとします。

(4) 異議申立て

プロポーザルに参加した者は、当該プロポーザルの実施後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

16 担当部局（書類提出先・問合せ先）

津島市 市民生活部生活環境課（担当：環境保全グループ 犬飼）

住 所 〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

電 話 0567-55-9368（ダイヤルイン）

メールアドレス kanky@city.tsushima.lg.jp

様式第1

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザル

質 問 書

令和 年 月 日

質問者 住 所 〒

氏名又は名称

質問内容	質問の趣旨	資料の該当箇所

担 当 者	所 属	
	氏 名	
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 提出期限は、令和6年7月18日（木）午後4時必着とする。

様式第2

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザル

参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長

申込者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者氏名

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザルに参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 参加資格の誓約

- 実施要領の5に定めるプロポーザルに参加する者に必要な資格を有することを誓約します。なお、誓約した事項を確認するために必要がある場合は、市が関係機関に事実の照会を行うことを承諾します。

2 添付書類

- 事業者概要（別紙1）
 同種業務の実績一覧表（別紙2）
 同種業務の契約書の写し

担 当 者	所 属	
	氏 名	
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 該当する項目の□にレ印を付けること。

様式第2（別紙1）

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザル

事業者概要

1 本社

名 称			
代表者職・氏名			
所在地			
設立年月日		資 本 金	
業 務 内 容			
電 話 番 号		F A X 番 号	
メールアドレス			
ホームページ			

経 営 状 況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 収 入			
総 支 出			
当 期 損 益			
累 積 損 益			

2 業務を実施する営業所等

- 本社で実施（下表の記入は不要） 次の営業所等で実施

名 称			
代表者職・氏名			
所在地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
メールアドレス			

3 従業員数

区 分	従業員数	うち業務従事者数
本社	人	人
業務実施営業所	人	人

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 業務内容及び経営状況の記載は、既存の冊子、公表資料等の添付をもって、これに代えることができる。

様式第2（別紙2）

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザル

同種業務の実績一覧表

申 込 者 名 _____

1 環境基本計画

番号	発注者名	業務名	履行期間	契約金額、業務概要等
環1				
環2				
環3				
環4				
環5				

2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

番号	発注者名	業務名	履行期間	契約金額、業務概要等
温1				
温2				
温3				
温4				
温5				

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 同種業務は、平成31年4月1日以降において、地方自治体が発注する業務の元請として受託した環境基本計画又は地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に関する業務（一体の計画として策定した業務については、各1件とする。）とする。
 - 3 一覧表に記載した契約に係る契約書の写し（契約約款を除く。）を添付し、同表の番号と同じ資料番号を付けること。

様式第3

第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザル

企画提案書提出書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長

参加者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者氏名

次のとおり第3次津島市環境基本計画策定業務公募型プロポーザルに係る企画提案書を提出します。

なお、企画提案書その他の提出書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

提出書類

- 企画提案書
- 見積書（積算内訳書を含む。）

担 当 者	所 属	
	氏 名	
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。